

グアテマラ経済（2010 年 5 月）

平成 22 年 6 月
在グアテマラ日本国大使館

『5 月の主な動き』

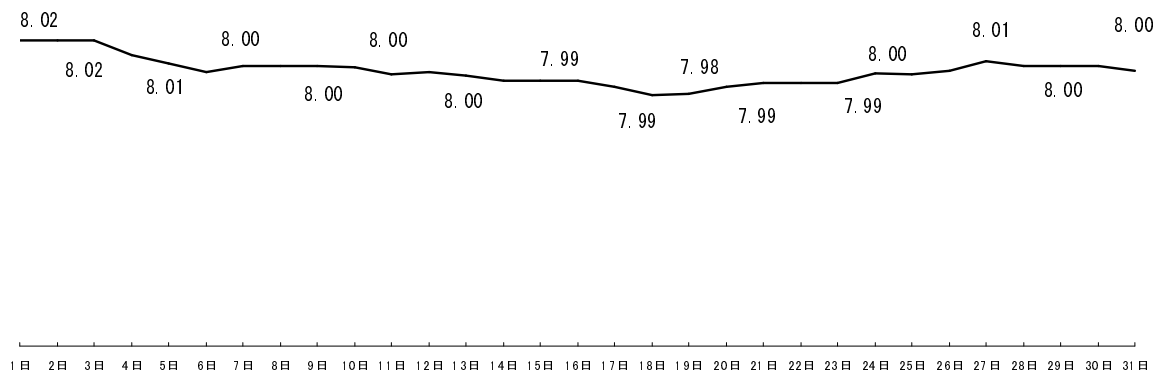
- 1 日、電気料金がこれまでの最高水準に値上がりした。
- 5 月、消費者物価指数は年率で 3.51%上昇し、年率における上昇は 5 ヶ月連続となった。
- 5 月、外国からの送金額は 3 ヶ月連続で前年同月額比増となった。
- 5 日、総額 45 億ケツアルの国債発行に関する最終法案が承認された。
- 18 日、中米 EU 連携協定交渉が合意に至り、同協定は 19 日にマドリッドにおいて署名された。
- 25 日、世界関税機構 (WCO) と中米経済統合一般条約常設事務局 (SIECA) により中米関税統合に関する合意が結ばれた。

1. 主な経済指標

(1) 為替レート（中銀）

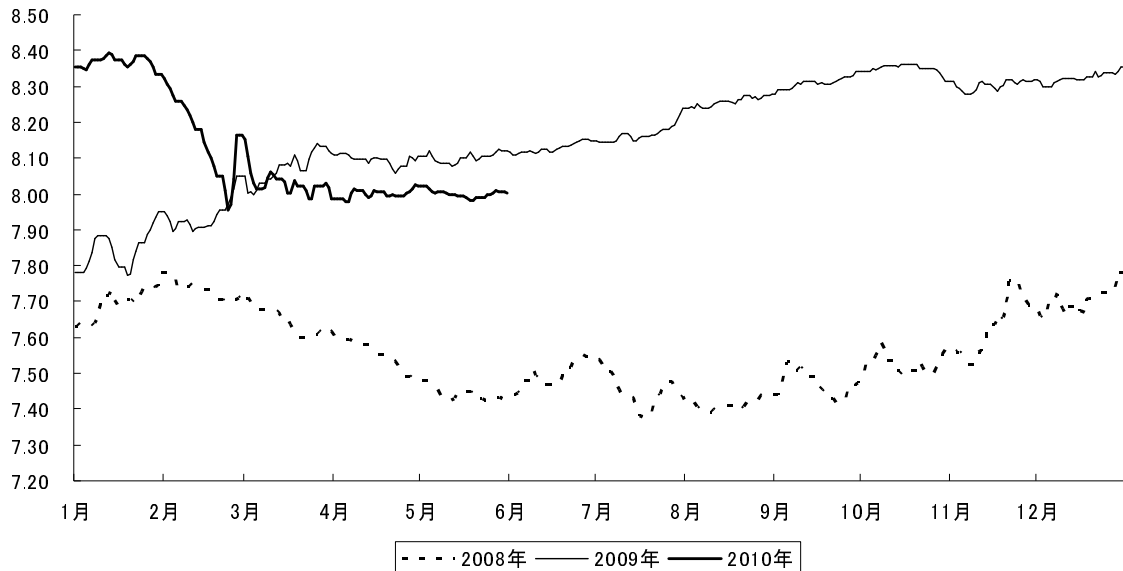
5 月、ケツアルの対米ドル為替相場は 1 ドル=8 ケツアル前後で推移した。5 月 31 日時点の為替レートは同月初頭に比べ 0.02 ケツアル高ドル安の 1 ドル=8.00 ケツアルであった。

ケツアル対ドル相場の推移：2010 年 5 月



(出典：グアテマラ中央銀行)

ケツアル対ドル相場の推移：2008 年—2010 年

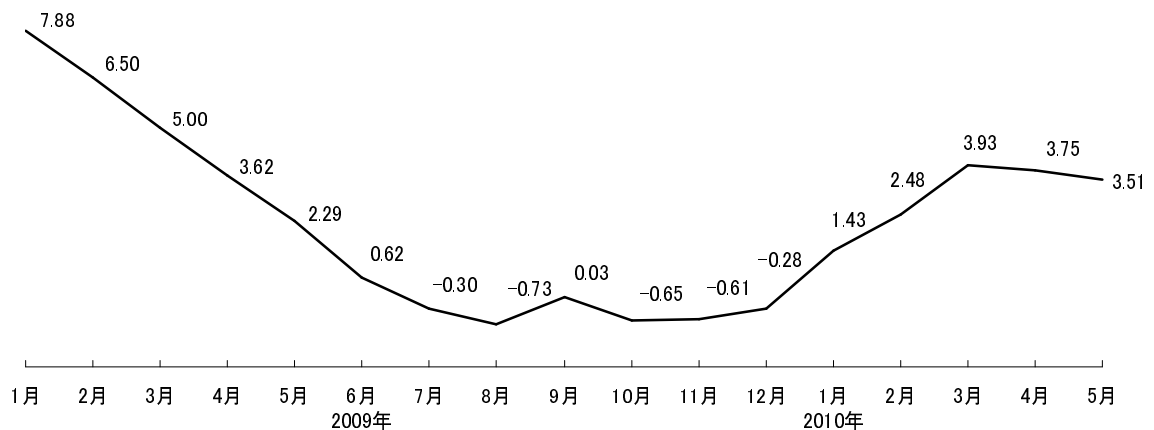


(出典：グアテマラ中央銀行)

(2) 消費者物価指数（中銀及び国立統計院）

5 月、消費者物価指数は、前月比で 0.1%の下落となった。一方、前年同月比では 3.51%の上昇となり、年率における上昇は 2010 年 1 月以来 5 ヶ月連続となった。

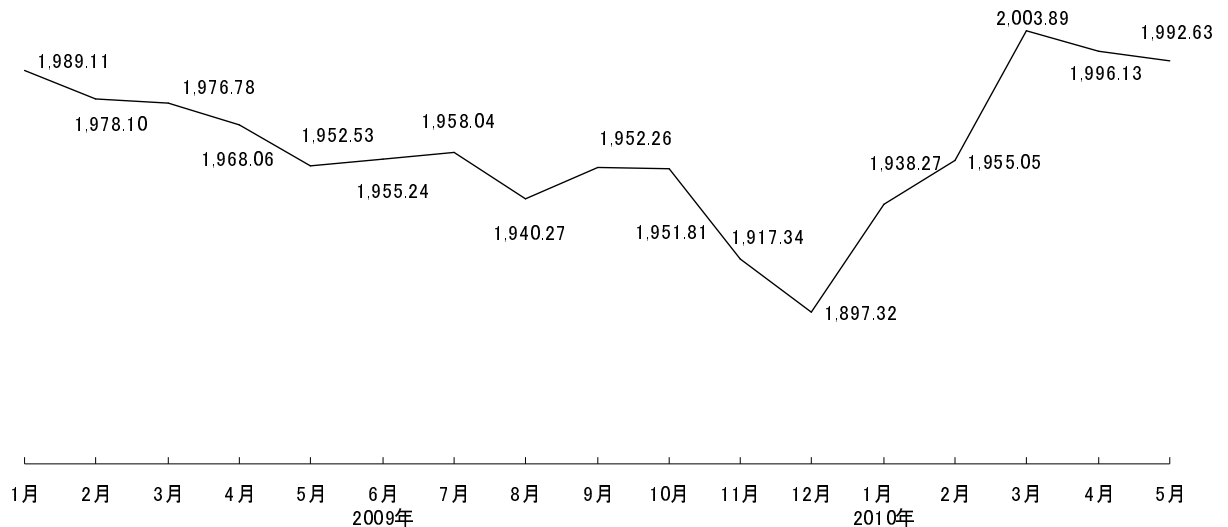
消費者物価変動率(対前年同月比：%)：2009-2010 年



(出典：グアテマラ中央銀行)

基礎的食料品バスケット（Canasta Básica de Alimentos: 1世帯5.38人分のカロリーとタンパク質の摂取を満たす最低限の食料26品目）価格は、前月比3.5ケツアル減となり4月に続き2ヶ月連続で前月比減となった。

基礎的食糧品バスケット価格：2009-2010年



（出典：国立統計院）

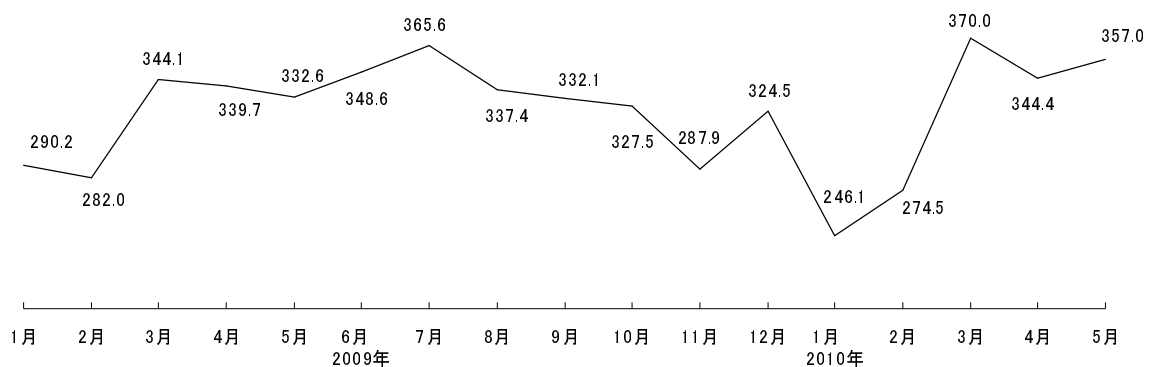
また、基礎的生活バスケット（Canasta Básica Vital: 基礎的食料品バスケットに、生活に不可欠な財と最低限のサービスを加えたもの）の価格も、前月比6.40ケツアル減の3,636.18ケツアル/月となった。

(3) 外国からの送金（中銀）

5月、外国からの送金額は前月に比べ増加すると共に、前年同月比7.3%増となり3ヶ月連続で前年同月額を上回った。

外国からの送金額：2009-2010年

(単位：百万米ドル)



(出典：グアテマラ中央銀行)

2. 国内経済トピックス

(1) 国債発行最終法案の承認

5日深夜、国会における7時間に及ぶ議論の末、国債発行法案の細目を盛り込んだ同最終法案が与党の多数により可決された(政令19-2010号)。同法案可決により今後財務省が国債の使途を変更することは不可能となった。国債の使途には、内戦中の元自警団パトロール団(PAC)への支払い(1億ケツアル)の他、農村部開発計画(5,500万ケツアル)、法医学研究所(2,500万ケツアル)、高齢者向けプログラム(3億5,000万ケツアル)及び内務省の文民諜報活動(2,500万ケツアル)等が含まれる一方、医療及び教育等への割り当ては除外された。

(2) 電気料金の値上げ及び補助金給付の決定

(イ) 1日、電気新料金が適用となり、当国におけるこれまでの電気料金の最高値を更新した。

(ロ) 11日、第二民事裁判所は、5月1日より適用される予定であった電気料金について、消費者保護を怠ったとして提訴していた人権擁護官の主張を認め、同料金の一時差し止めの判決を下した。この結果、本年2月から4月までの電気料金が改めて適用されることとなった。

(ハ) 14日、憲法裁判所(CC)は、第二民事裁判所による新電気料金一時差し止めの判決を無効とし、5月1日より適用される予定であった新料金(7月まで有効)の適用が改めて決定した。モリーナ同裁判所長官は、国家電力委員会(CNEE)が四半期ごとに電気料金設定に関する権能を有する組織

であることから、新電気料金一時差し止め判決については無効とする判断を下した旨述べた。

(二)15日、政府は、1か月当たり101ワット/時以上消費する利用者の緩和するため、総額1億1,600万ケツアルに上る特別補助金を給付する旨発表した。同補助金給付により、本年5月から7月までの該当利用者の負担は同年2月から4月までの料金と同額となった。

(3) 国際通貨基金(IMF)による税制改革要請

5日、ロペス国際通貨基金(IMF)当地事務所長は、当国国会関係者と会合し、増加傾向にある当国財政赤字に対する懸念を表明した。ロペス所長は、「財政赤字解消に向けた選択肢は、税制改革若しくは公的投資額減額であるものの、後者はやや非現実的である。したがって当国政府が(2011年9月に期限を迎える)IMFとのスタンバイ合意の更新を望むのであれば、議会による政府予算の承認(注：2010年度予算は不成立に終わっている)及び財源確保が不可欠である。」等述べた。また、同所長は、当国政府が2009年に検討していた脱税・密輸対策に関する基準を適用する必要性を主張した。

(4) 環境保護地域における石油採掘権更新問題

(イ)13日から14日までラムサール条約の調査ミッションが、当国北部ペテン県に位置するラグーナ・デル・ティグレ国立公園において、石油採掘が同地域自然環境へ与える影響を調査するための現地視察を行った。

(ロ)14日、同調査ミッションは、同公園内における石油採掘の自然環境への影響に関する暫定調査結果を発表した。リベラ・ラムサール条約アメリカ地域顧問は、「同公園においては石油採掘活動による悪影響が一部見られる。一方、乾期にも拘わらず同公園内の75%に及ぶ地域は水資源及び生物学的に良好な状態を保っている。道路建設、焼畑及び違法活動等により同公園を取り巻く状況は複雑であり、(政府が)同公園及び周辺地域を再び管理することが極めて重要である。」等述べた。なお、ラムサール条約調査ミッションは、1998年に行った同公園における調査に際しては、当国政府に対し同公園内での石油採掘権(契約第2—85号)を更新しないよう勧告を行っている。

(5) 米州人権委員会による鉱山採掘の中止判断

(イ)21日、米州人権委員会(CIDH)は、サン・マルコス県サン・ミゲル・イシュタウアカン市及びシパカパ市に位置する金及び銀の採掘場であるマルリン鉱山近隣住民に対する米国ミシガン大学研究チームが行った調査の結果(18日)、血液中に高濃度の鉛、また、尿に高濃度の水銀、銅、ヒ素及び亜鉛が含まれていることが明らかになったとして、当国政府に対し同地域住民の生命及び安全を保障するため、Montana Exploradora社(カナダ系Gold corp社出資)の同地における採掘活動を20日間停止すべきとの判断を下した。

(ロ)米州人権委員会は、同鉱山地域における環境保護を含む予防策を発表し、同鉱山周辺地域に位置する18村落における水源の改善を訴えた。また、採掘活動により人体に影響を受けた可能性のある人物の特定、政府当局及び企業による近隣住民に対する迫害や嫌がらせの疑惑行為に関

する報告書、爆発物使用による住居への被害、また、採掘活動へ反対する団体の指導者の逮捕などに関する情報の提供等を要請した。

（６）2010年当国貿易円滑化指数

19日、グアテマラ発展財団(Fundesa)は世界経済フォーラムがまとめた2010年指数を発表した。当国の同指数における順位は、治安悪化などの影響により2009年の58位から69位に後退した。サパタ・グアテマラ開発財団(Fundesa)代表は、「犯罪対策向け費用負担の増加(同指標における当国の順位は125カ国中124位)が今次ランキングにおける当国順位の下落に繋がった。治安の悪化により、当国に拠点を構えていた幾つかの企業がホンジュラスやニカラグアを含む中米他諸国に移転してしまった。議会は、グアテマラにおける無処罰問題対策国際委員会(CICIG)が推奨し、現在審議中である治安対策などに関する法案を直ちに承認すべきである。」等述べた。

３．対外経済トピックス

（１）中米 EU 連携協定の署名

(イ)18日、マドリッドで開催されていた今次中米EU連携協定交渉は中米・EU間で合意に至り、2年間に及んだ中米EU連携協定交渉は終了した。なお、同協定は二地域間における連携協定としては初めてのケースとなった。

(ロ)19日、マドリッドで開催されたEU・ラテンアメリカ首脳会談において中米EU協定がEU及び中米諸国大統領により署名された。同日、コロン大統領はマドリッドから放送した自身のラジオ番組「大統領執務室」において、「中米は(EUとの)近代的かつ信頼おける関係への第一歩を踏み出した。当国各業界にとり輸出市場の多様化が同協定の成果の一つとなろう。」等述べた。

(ハ)同日EUは、中米各国大統領(同協定署名式を欠席したオルテガ・ニカラグア大統領を除く)に対し、中米EU連携協定の一部として治安対策への協力を申し出た。

（２）中米地域関税同盟に関する合意

(イ)25日、当国アンティグア市で開催中の第13回関税局長・長官地域会議において、世界関税機構(WCO)と中米経済統合一般条約常設事務局(SIECA)により中米関税統合に関する合意が結ばれ、御厨WCO事務総局長及びデ・ガビディアSIECA事務局長が右覚書へ署名した。御厨WCO事務総局長は、「同合意は中米諸国の関税手続きを世界基準に適合させ、中米地域関税統合を達成するため一助となる事を目標とする。関係諸国の政治的協力等により同地域における関税統合は大きな進展を見せるであろう。」等述べた。

(ロ)中米地域関税統合へ向けた準備は(中米EU連携協定の発効が予定されている)2012年までに整わなければならない。現在、グアテマラ、エルサルバドル及びホンジュラス3か国間の関税統合は進展している一方、コスタリカについては進展に遅れを見せている。なお、中米関税項目の96%は既に統一されている。

(ハ)ビジェダ当国国税庁(SAT)長官は、現在グアテマラ、エルサルバドル及びホンジュラス3か国間における輸入税(DAI)及び付加価値税(IVA)等の取り扱いについて分析している旨述べた。一

方、同長官等は関係諸国の付加価値税(IVA)率については変更すべきではないとの見方を示した。フランコ当国国税庁(SAT)徴税担当長は、各国における異なる付加価値税率を維持するため、既に中米単一請求書・申告(FYDUCA)協定が関係諸国間において結ばれている旨述べた。

(了)